

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（平成30年2月23日）

神奈川労働局長（当局）は、平成29年2月23日（金）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 定員削減や欠員による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 2 職員の賃金についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求めます。
- 3 非常勤職員の労働条件改善について、その実現を求めます。
- 4 必要な宿舍の確保を求めます。

【当局】

- 1 労働行政体制の確立は極めて重要な課題であると認識しており、本省に対して神奈川局の実情を繰り返し訴えていくとともに、体制整備や業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 2 職員の賃金については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、職務内容を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
また、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力を維持していく観点から、職務に見合った公正な賃金水準が確保されるよう今後も関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 3 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても関係機関に対して要望してまいりたい。
- 4 広域異動を行う職員のための宿舍等、必要な宿舍の確保のため、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。